

落合淳隆著

『現代インド問題要論』

敬文堂、1970年、XI+471ページ。

I

本書は、その序によれば、著者が『海外事情』その他の雑誌などに発表された論文を整理収録されたものである。その叙述は平易であり、かつ著者の現地での2年間の体験も織り混ぜてあり、しかも対象がその書名のとおり現代インドの直面している諸問題をほぼ全域にわたってフォローされている。この点で、現代インドに関心をもっている人々にとっては格好の入門書であろうと思われる。少なくともこれほど全領域にわたって種々の問題を抽出した書は他にないのではなからうか。著者の博識とさらに序にも述べておられるようにインドに対する著者の愛情に感服させられたしだいである。

ただこれは過去の論文の整理・収録という点から避けられないところであるのだから、その構成に若干の重複がみられること、さらにこれは著者に将来の研究のための意図があるのであろうが、各問題点について「事実」を正確に伝えてくれるが、著者のこれらの事実に対する評価は、ほとんどおこなわれていない。このことは本書をまとまりのないものにしてはなからうか。現在インドのいわゆる「社会主義型社会」またはインド資本主義の評価についてかなりの相異がでてきており、評者のようにその性格を把握できずに困りきっている者に対して、この書に明らかにされた膨大な知識を背景にされて、著者の見解の一端でも示していただければと残念に思うのだが、それは今後の著者の活躍に期待するよりほかない。

さらに政治体制についても、1969年12月の会議派分裂以降、少なくとも現象上それ以前とはかなり異なっており、それについての言及がなされたら（時間的に不可能であったとも考えられるが）、より現代的なものとなったのではなからうか。とはいえ本書がインドの直面する諸問題を網羅的にかつ正確に抽出しているという点では疑問の余地はなく、その意味でこれらの難点は本書の価値を減ずるものではない。

本書の構成を概括すると、まず第1章 政治体制論、第2章 国際関係論、第3章 産業・経済論、第4章

社会論、第5章 文化論と大別されており、各章のもとにさらに項目を設けてそれぞれの諸問題について検討がなされている。

以下、評者の能力の関係上、まず各章に従ってその内容を紹介し、その後で評者も一定の知識を有している第3章 産業・経済論について内容を紹介するとともに若干でも評者の見解を明らかにしたいと思う。

II

著者も序で語られているようにインドは、地域研究の宝庫であると同程度に、従来の個別科学では、解きえない多くの要素を有している。このことは、政治体制論の1、「回教宗派対立とインドの分離・独立」に、インドの宗教についての概説を行なわざるをえないというところに如実にあらわれている。ある国の政治体制を説く際に宗教の問題から説き起こさなければならないということは、確かに従来の個別科学では考えられないことであろう。

論述は平易であり、ヒンドゥ教、回教の対立を軸とするインド・パキスタンの分離・独立の経過が簡潔にまとめられている。次に2として「インドナショナリズムの課題」と題して、インド国内のナショナリズム（コミュニズムというべきであろうか）の問題を、宗教、言語、少数民族にわけて、その政治に与えている影響が紹介されている。しかしこれらの問題をあくまで「政治問題」として限定しており、その社会・経済構造の問題にふれられていないために、現象面の描写に終わっているといえるのではなからうか。もっともこれらの問題は、第4章 社会論、特にインドの農村パンチャーヤット(337~344ページ)、インドの食糧問題(345~357ページ)、ヒンドゥ合同家族(376~385ページ)で説明されている。続いて「ネルー以後のインド」「シャストリとその後のインド」さらに「インドの第4次総選挙とその後の政局」と現代インドの政治状況の分析が続く。この前2者は外交関係を中心に検討され、最後の第4次選挙の分析では、主要政党の選挙綱領さらに選挙結果を中心に国内の政治動向が概略されている。ここでの分析は1967年までにとどめられているが、著者の「会議派がこのような難局をのりきるには、派閥抗争をやめて党内結束をはかり、総選挙の教訓を十分にくみとり、過去のあやまりを是正して、真の国民のための政治を行なうことにあろう」(85ページ)という期待にもかかわらず、1969年の大統領選挙を契機として、同年12月最終的に分裂している。その後「中央と州の関係」「インドの議会」と憲法の条文

を中心に解説されており、これ（特に後者）は、従来のインド研究が特に経済・社会構造を中心に進められてきたせいもあるが、一般に無視されがちなインドの議会の構成・運営を要領良く概説しており、非常に有益である。最後に「インド共産党の分裂」と題して、共産党内の派閥を右派、左派、中間派にわけ、おのおのの革命戦略を紹介するとともに、戦後の活動を概括し、中ソ論争、中印紛争を契機とするその分裂の経緯を手ぎわ良く説明している。しかし著者も述べられているようにこの分裂は「党の最終目標」ひいては現在のインド資本主義をどう把えるかというところにあった以上、もう少しその面での説明があつてよかつたのではないかと思われる。また構成の問題としてこの節は、第2節の前におかれた方が読む者に対してより親切ではなかつただろうか。

第2章 国際関係論は、インド・パキスタン関係から説き起こし、特に分離・独立後のカシミール問題を軸として両国の関係を分析して、この緊張のもたらした国際的な影響までふれられている。次に中国・パキスタンのカシミール国境に関する暫定協定（1963年3月2日）の締結の過程とそれに対するインド側の反応、それに前後して起こった中印紛争をこの歴史的背景を考慮しながら検討している。この章は、著者の専門領域であり、豊富な新聞記事、条約、文献等の資料が引用され、国際法上の分析もふまえながら、インド・パキスタン・中国の国境をめぐる紛争の問題の所在を浮彫りにしている。本書のうちで最も優れた部分の一つであろうと思われる。

第4章 社会論は、第1章の政治体制の背景にある種種の問題について言及している。「インドの農村パンチャーヤット」では、その歴史、機能、法律上の問題点が手ぎわ良くまとめられている。「インドの食糧問題」についても豊富な統計資料が引用され、インドの直面する状況が描かれているが、食糧不足の拡大要因として一方では土地改革による零細な自給農家の増大があげられ（355ページ）、他方では土地改革法のザル法化があげられている（357ページ）が、この点については説明が不足しているのではなからうか。また68年の豊作以降かなり農業構造の変動も生じてきているようである。「インドの言語問題」では、憲法の規定、公用語に関する委員会の報告、さらに各政党の言語問題に対する態度などを紹介しながら言語問題の所在を明らかにしている。「ヒンドゥ合同家族」「ヒンドゥ女性と結婚」は、著者の現地での見聞と織り混ぜながら、インドの社会の一面をわかりやすく概観している。最後の「インド憲法における後

進階級の保護規定」は、憲法の後進階級の保護規定を中心に指定カースト、その他の後進階級についての問題を整理している。

第5章 文化論では、新聞、大学、大学紛争について、豊富な資料、および著者の現地での体験をふまえて紹介がなされている。インド社会の日常的な面を知るうえで貴重である。

III

第3章 産業・経済論も、著者がおりおりに発表した論文の収録であるという制約があるせいか若干重複している個所がみうけられる。また同章の内容も、以下に述べるように、主として産業・外資政策をとり扱っており、農業を含む経済の実態の分析は、「第4次5カ年計画へのアプローチ」の部分を除き、行なわれていない。

しかしインドの外資・産業政策を全体的にカバーしており、各論文がそれを意図しているのか、インドへの投資家にとっては、有益な手びきとせらう。もっとも周知のごとくインドの産業・外資政策は、現在にいたるまでめまぐるしく変動しており、とくにこの章で大きな部分を占めているライセンス政策も、ここに収録されている諸論稿が書きあげられた時期（だいたい1968年ごろまでと推定される）と、それ以降（1969年の Dutt Report の提出、1970年2月18日の産業ライセンス政策の変更に関する政府声明など）とは少なくとも現象面ではかなりの相異がでてきており、その意味では若干の注意を要するように思われる。

この章の構成は、まず「産業・外資政策の基本問題」（205～227ページ）で、独立後のインド会議派政府の産業・外資政策を1948年の産業政策声明、1949年の外資政策声明、1956年の産業政策決議、さらに国有化の問題を軸に概括している。「産業・外資政策と法規定」（228～236ページ）では、国有化の問題と産業（開発・規制）法について説明がなされ、「その他の産業・外資政策」（236～251ページ）では、産業ライセンス制、野党の会議派経済政策に対する批判とその綱領、その他の投資関連法制について概説されている。「対印投資租税特別措置」（251～263ページ）ではいわゆる投資に対する税制上の優遇措置について説明され、「対印投資とライセンス制度」（263～284ページ）では、ハザリ最終報告書（R. K. Hazari, *Industrial Planning and Licensing Policy* 〈Final Report〉）の要約・紹介がなされている。「外資提携企業と関連経済法規」（284～296ページ）では、いわゆる民

間投資がなされる際に考慮されるべき法規定としての「外国為替管理法」、「資本発行（統制）法」、「産業（開発・規制）法」の3法について概観されており、「第4次5カ年計画へのアプローチ」（296～325ページ）は計画委員会の同名の *Approach to the Future Five Year Plan, 1968* の要約、紹介である。最後に「インド5カ年計画に関する憲法上の問題点」（325～335ページ）では、5カ年計画と憲法との関連が説明されている。

先にも述べたとおり、この章ではいくつかの重複がみられるので筆者なりに論点を整理して、会議派の基本経済政策、外国資本に対する政策、産業ライセンス政策、その他にわけて検討しようと思う。

基本経済政策については、第1に問題となるのは1948年産業政策声明と、1956年産業政策決議との関係である。これについてはかなり評価がわかれるところであると思われるが、単に1948年の産業政策声明に「10年間国有化保留規定」があり、1956年の決議には国有化に関する規定がはずされたということを根拠としていわゆる統制が緩和されたと結論づけておられるようだが、このことには疑問を感じざるをえない。48年の産業政策声明が、独立後の国民会議派の内部対立（いわゆる社会主義路線をめざすネルーの路線と財界をバックとするパテルの路線）の妥協の産物であること、さらに第1次5カ年計画が以後の計画のための調整計画たる性格を有していたことに対して、56年の産業政策決議はネルー単一指導のもとで「社会主義型社会」という理念にもとづき、たとえそれが楽観的であったにせよ、公共部門の拡大・強化とともに民間部門の役割が低下するという予測があった（このことは第2次5カ年計画において公共部門の比率が民間部門のそれより高くなっていることなどから明らかであろう）ことから、必ずしもそうはいえないと思われる。むしろ一方では48年声明の「国有化10年間保留条項」をはずし、他方では「企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門」を拡大するという一見矛盾した方向は、上記の楽観主義にもとづき、著者も述べておられるように「国有化する資金があるなら、それを生産拡大のほうにまわそうとする生産第一主義のアプローチ」によるものだと考えるべきではなからうか。

もっともこれらの予測は、第2次5カ年計画中期とくに1958年の債権国会議以降、その破綻が明らかになるであろうが。これに関連して、著者は「緩和された統制」（221～223ページ）その他の箇所において、第1次5カ年計画、第2次5カ年計画、第3次5カ年計画、および

第4次5カ年計画草案までを一貫したものと捉えられているふしがみられるが、その底を流れる経済構造はかなり変化しており、さらにそれに対応する政府の政策も必ずしも一貫したものでないように思われ、この点での分析が欲しかった。その意味では「会議派経済路線に対する批判」「野党各派の選挙綱領」「国民会議派とインドの財閥」（239～244ページ）の叙述は、重要であり、貴重である。ただとくに最後の会議派と財閥との関係については、今回の会議派分裂とも深く関係しているように思われ、もう少し詳しく説明してあげられる。

次に外国資本に対する政策についてであるが、著者は、インド政府が外国民間投資を奨励しているということを主張されるが、それは、他の開発途上国と異なり、時期により一定の変動はあるにせよ、かなり限定されたものであるということは留意しておく必要があるのではなからうか。著者も引用されているとおり、1949年の外資政策声明も「工業技術および知識に関して、インドの急速な工業化のために必要であることを認める」としながらその直後に「それがインドに参加する条件は、国家の利害からみて慎重に規制する必要がある旨の産業会議の見解に、インド政府も同意している」としており、時期により差異はあれ、だいたいこの線で行なわれているようである。さらに1969年に出された第4次5カ年計画草案 (Fourth Five Year Plan 1964～74. Draft) も「消費財の生産における外資提携 (Foreign collaboration) は、それが国内で生産されうると否とを問わず、大幅な輸出の利益を有するものを除いて、通常認められないであろう」としている (Draft, p. 239)。なおそれに関係して国有化の問題の検討は、有益であるが、分散されているので、統一して1節を設けられた方が読者にとっては読みやすかったのではないと思われる。具体的に外国投資に関係する法律として、外国為替制限法、資本発行（統制）法、産業（開発・規制）法をとりあげておられるのは著者の「卓見」である。しかし、とくに後2者は、インドのいわゆる混合経済における統制法として、よりインド経済に立脚して検討することが必要なのではなからうか（もっとも最後のものについては、ハザリ最終報告書の紹介により行なわれている）。また外資に関する統一的な審査機関として1968年12月に「外資委員会」(Foreign Investment Board) が創設されていることも付言することが必要であろうと思われる。

第3に産業ライセンスについてである。同政策は周知のとおり産業（開発・規制）法の授權のもとに中央政府

が、一定の産業企業の新設、拡張などに対して認可——ライセンスの発給——を行なうというものであり、評者の私見によれば、インドのいわゆる「社会主義型社会」または混合経済体制の実体を解き明かす一つの重要な鍵である。本書は各所においてその制度の運用、内容を紹介している。しかし惜しむらくは、掲載論文が対象としているのは、おそらく1968年ごろまでであり、その後 Dutt Committee のレポート (Industrial Licensing Policy Inquiry Committee, Report) が1969年出され、それにもとづきかなりの変更が行なわれつつあるということである。

ハザリ報告書が出た1967年は、その報告書がライセンス制度に限られたものであれ、かなり大胆な提言を行なっているにもかかわらず、現実にはそれほど重要な変更は行なわれなかった。その後 Dutt 委員会が任命され、同委員会は、1969年9月ハザリ報告書の延長上にありながらライセンス制度、財閥に対する規制、政府金融機関をも含む広範な工業政策の変更を勧告した。当時会議派は分裂しつつあり、政権を担当していたガンジーを中心とする左派は、これを採用し、1970年2月18日にライセンス政策の変更に関する政府声明を発表している。ここでその内容を詳述することは不可能であるが、現在政府が、財閥を中心に新たに統制の強化を行なおうとしていることは、その政策が成功するか否かは別として事実であるといえよう。このような傾向は、69年の14銀行の国有化、同年12月27日の Monopolies and Restrictive Trade Practices Act の制定にもあらわれている。このような傾向をいかに評価するかは問題があるにせよ、現在のインドの産業・経済政策を知るうえでは重要であり、せめて Dutt Report の紹介がなされることが必要であったのではなからうか。時間的な制約から、それは不可能であったのかも知れないが残念である。

さらに本書の内容を補完するなら、特許法の問題に関して (247ページ)、1970年8月ほぼ本書の内容どおり改正されている。

なお、この章の最後の「インド5カ年計画に関する憲法上の問題点」とくに計画委員会についての記述は、評者にとっては有益であったことを付け加えておかなければならない。

最後にこの章全体についていうなら、この節の最初に述べたとおり、ハザリ最終報告書の紹介、第4次5カ年計画へのアプローチの紹介、5カ年計画と憲法の関係に対する記述を除き、インドへの投資家のためまたは投資

市場としてのインドとして概説されているため、インド経済の一面しか把握できないという恐れがあるのではなからうか。このことは、農業問題に対する記述がほとんどみられないということにもみられている。

IV

最初に述べたとおり、本書において著者は、現代インドが直面する諸問題を「事実問題」としてほぼ全域にわたって紹介されるが、それに対する評価を避けておられる。このことは、本書が雑誌などに掲載された論稿の収録であるというところから仕方がないものであるかも知れない。評者としては著者が10年間貯えてこられた知識のうえに、現代インド論を構築されることを強く期待するものである。なお何度も記したとおり、本書が雑誌論文の収録である以上、せめて各論文の発表年時だけでも明記しておくことが、本書の利用者に対してより親切であるのではないと思われる。

とはいえ将来インド研究に携わろうとする者、インドに関心を有する者、インドへの投資家にとっては、有益な入門書であり、ハンドブックであろう。

(図書資料部経済協力調査室 安田信之)